

**《千葉県DV防止・被害者支援基本計画（第4次）》  
令和3年度施策 評価シート（様式）**

評価コード 13

施策の方向	生活の安定に向けた支援の推進
担 当 課	健康福祉指導課

**1 事業の概要**

基本目標	Ⅲ	施策の方向	5	施策の内容	DV被害者が必要とする各種制度の周知と活用への支援
当初予算額(千円)		116,770		決算額(千円)	18,403,219
事業の概要・目的	<p>74生活困窮者自立支援制度の活用（健康福祉指導課） 市及び町村部の生活困窮者の相談窓口において、DV被害者を含む生活困窮者の相談に応じ、必要な情報提供や就労支援などを行い、生活困窮者の自立の促進を図ることができるよう、制度の一層の周知を図る。</p> <p>75生活福祉資金貸付制度の活用（健康福祉指導課） 千葉県社会福祉協議会において、DV被害者を含む低所得世帯等に対し、転宅費や緊急小口資金などの資金の貸付を行い、経済的な自立と生活の安定を図ることができるよう、市及び町村部の生活困窮者の相談窓口と市町村社会福祉協議会の生活福祉資金貸付事業の相談窓口の連携を強化する。</p>				
<b>数値目標など</b>					
指標名等					
目標		実績			

**2 事業実績・評価等**

**(1) 施策の実施結果**

74【当初予算 43,952千円・決算 58,502千円】	<p>市及び町村部の生活困窮者の相談窓口において、新型コロナウイルスの影響が続く中、DV被害者を含む生活困窮者の相談に応じ、生活福祉資金の貸付、家計改善支援、子どもの学習・生活支援など必要な情報の提供や住居確保給付金の支給、就労支援などを行った。また、県ホームページに制度の概要と各市や郡部の相談窓口を掲載するなどして、制度について周知している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規相談件数 601件</li> <li>・支援プラン作成件数 200件</li> </ul>
75【当初予算72,818千円・決算18,344,717千円】	<p>窓口となる生活困窮者の自立相談支援機関や市町村社会福祉協議会等が連携の下、千葉県社会福祉協議会において、DV被害者を含む低所得世帯等に対し、転宅費や緊急小口資金などの資金の貸付を行った。併せて、新型コロナウイルスの影響による収入減に対応するための特例貸付を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付決定件数 43,037件</li> <li>・貸付金額 17,516,338千円 <ul style="list-style-type: none"> <li>うち総合支援資金 <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルスの影響による収入減に対応するための特例貸付 28,079件、14,019,247千円</li> </ul> </li> <li>うち福祉資金 <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉費(日常生活を送る上で一時的に必要な費用) 164件、65,129千円</li> <li>・緊急小口資金(緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に必要生活費) 838件、64,046千円</li> <li>・新型コロナウイルスの影響による収入減に対応するための緊急小口資金の特例貸付 12,968件、2,523,337千円</li> </ul> </li> <li>うち教育支援資金 <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育支援費・就学支度費(高校、大学、短大、高専、専門学校の修学・入学に必要な経費) 979件、739,882千円</li> </ul> </li> <li>うち不動産担保型生活資金 <ul style="list-style-type: none"> <li>・不動産担保型生活資金(高齢者が所有する居住用不動産を担保とした生活費) 4件、60,123千円</li> <li>・要保護世帯向け不動産担保型生活資金(要保護の高齢者が所有する居住用不動産を担保とした生活費) 5件、44,576千円</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

## (2) 評価（別紙視点参照）

74 新型コロナウイルスの影響が継続する中、増大する相談件数に対し、各自立相談支援機関が相談者のニーズを聞き取り、住居確保給付金の支給や生活福祉資金の貸付等につなげた。また、経済的支援等様々なニーズが制度につながるよう、県ホームページに制度の概要と各市や郡部の相談窓口を掲載したりするなど、制度の周知を進めた。

75 生活困窮者自立支援事業を実施する機関等との連携を図り、各市や郡部の相談窓口において、生活福祉資金の貸付を必要とする方に制度の紹介を行い、コロナ禍が続く中、特例貸付等を円滑に実施した。また、制度の周知を図るため、健康福祉センター等関係機関にパンフレットを配架するとともに、県民だよりや県ホームページへの掲載を行った。

## 3 課題及び改善すべき点はあるか、ある場合、今後どのように対応していくのか。

### <課題・改善すべき点>

74 新型コロナウイルスの影響が長期化する中、経済的な支援等が必要な方々にそれぞれのニーズに対応したきめ細やかな相談支援を行っていく必要がある。

75 新型コロナウイルスの影響が長期化し、貸付件数が高止まりする中、円滑な貸付業務を継続していく必要がある。

### <今後の方針>

74 相談者のニーズを丁寧に聞き取り、新型コロナウイルスの影響による収入減等に対応した住居確保給付金の支給や生活福祉資金の貸付、ハローワーク等が行う就労支援などにつなげていく。

75 生活困窮者の自立相談支援機関と市町村社会福祉協議会などが引き続き連携を図り貸付業務を行っていく。

## 4 委員意見

生活困窮とDV被害は関連性があることも多いため、DV被害者だと思われる方からの申請がどの程度あったのかという基本的なデータを取ることをぜひ進めていただきたい。やはり様々なところに関わってくる問題であるため、特に生活困窮とか貧困の問題との関わりが見えるような、そういう基本的なデータは積極的にとるようにしてもらい、「把握できません。」ということがないようにしていただきたい。

また、DV被害者がこの制度にアプローチしやすいようにしてほしい。